

# 介護老人保健施設陽光園 短期入所利用約款

## (介護予防含む)

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設陽光園（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び身元引受人、連帯保証人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者、身元引受人、連帯保証人が介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書・連帯保証書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、身元引受人、連帯保証人に変更があった場合は、新たに短気入所療養介護利用同意書・連帯保証書を当施設に提出します。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書・連帯保証書の提出をもって繰り返し当施設を利用することができます。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者と身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除、終了することができます。

### (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人、連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除、終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人、連帯保証人が、本約款に定める利用料金を滞納し、督促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者、その家族、身元引受人、連帯保証人が当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為（故意に施設の秩

- 序を乱す行為、暴言・暴力行為ならびにパワハラ行為等)を行なった場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他止むを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

#### (連帯債務、連帯保証、利用料金)

第5条 当施設に対し、利用者及び身元引受人は、連帯債務を負担し、連帯保証人は同連帯債務について連帯保証をします。

連帯保証人の保証限度額は、30万円とします。

- 2 利用者、身元引受人及び連帯保証人は、当施設に対して連帯して、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2における利用料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に選択、利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払います。
- 3 当施設は、利用者及び身元引受人、連帯保証人に対し、前々月料金の合計額の請求書(明細書)を、毎月末日までに発行し、利用者及び身元引受人、連帯保証人は連帯して、当施設に対し当該合計額をその翌月の10日までに支払います。
- 4 当施設は、利用者又は身元引受人から、第2項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び身元引受人に対して、領収書を発行します。

#### (記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、5年間は保管します。(診療録についても、5年間保管します)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、利用者の意思と利益に反しないと判断した場合は、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾、その他当施設が必要と認めた場合に限り、これに応じます。

謄写費用は当施設が定める料金として資料請求者の負担とします。

#### (身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急止むを得ない場合は、施設代表者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を身元引受人に十分説明した上、診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人及び連帯保証人若しくはその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号

については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行う事とします。

- ① 介護保険サービス提供に関する事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者との連携
  - ③ 利用者が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合の医師への連絡等
  - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
  - ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時の安否情報等の提供）
  - ⑦ 個人情報保護法第 23 条第 1 項各号の事由に該当する場合
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### **（緊急時の対応）**

第 9 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合には他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### **（事故発生時の対応）**

第 10 条 サービス提供により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し、必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前 2 項のほか、当施設は利用者又は身元引受人が指定する者、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### **（要望又は苦情等の申し出）**

第 11 条 利用者及び身元引受人、連帯保証人は、当施設の提供する短期入所療養介護に対する要望又は苦情等について、直接または電話（025-286-8100）等で看護師長又は支援相談員に申し出ることができます。また、所定の場所に設置された「意見箱」に投函する等、文書による申し出を行なうこともできます。

申し出のあった事項については、迅速に確認・調査を行いその結果を申し出者（匿名者を除く）に報告することとします。

2 当施設以外に、次の機関でも苦情の申し立てを行うことができます。

- ・新潟市介護保険課 介護給付係(025-226-1273)
- ・新潟県国民健康保険団体連合会(025-285-3022)

#### **(賠償責任)**

第12条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人及び連帯保証人は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

#### **(合意管轄)**

第13条 本契約の履行について訴訟の必要が生じた場合、利用者、身元引受人、連帯保証人及び当施設は新潟地方裁判所本庁を直轄裁判所とすることに合意します。

#### **(利用契約に定めのない事項)**

第14条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は身元引受人、連帯保証人及び当施設が誠意をもって協議して解決することとします。

## 短期入所療養介護サービス及び利用料金について

### 1. 介護保険証の確認

ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスによって家庭に復帰していただけるかという施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて、提供されます。

この計画は、ご利用者に関わるすべての職種の職員により協議・作成されますが、その際、ご本人及び扶養者のご希望を十分に取り入れ、内容についての同意をいただきます。

#### ◇医療

介護老人保健施設は入院の必要がない程度の要介護者を対象としていますが、医師及び看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態にあった適切な医療、看護を行ないます。

#### ◇機能訓練

原則として機能訓練室で行ないますが、施設内でのすべての活動もリハビリテーション効果が期待できるものです。

#### ◇栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

#### ◇生活サービス

入所中でも明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場にたった運営を行なっています。

### 3. 利用料金 (別紙の利用料金表によります。)

#### (1) 介護保険で定められた自己負担料金 (1割～3割)

- ①施設サービス費 … 要介護度別、個室・多床室別の料金
- ②その他加算 … リハビリ、栄養管理等

## (2) その他の料金

①食 費 … ご利用者本人の年金額等の段階別（負担限度額認定の有無）により、負担する額が異なります。

注) 料金は1食単位の設定となっており、すべて自己負担となります。

②滞 在 費 … ご利用される療養室（個室、多床室）により異なります。

③特別な室料 … 1人室（個室）のご利用を希望された場合に、滞在費とは別にご負担いただきます。

④日常生活費 … 日用品費（洗剤や雑貨類）や教養娯楽費（各種材料代）等として、ご負担いただきます。

⑤そ の 他 … 別途料金表に記載されていますので、ご確認ください。

## (3) 支払い方法

- ・ お支払いは、原則として金融機関（郵便局は不可）の**口座振替**となります。  
（口座振替ができなかった場合は、当月末までに現金でお支払いください）
- ・ 請求書は毎月末日までに前々月分が窓口で直接発行され、翌月10日頃に口座振替（引落し）となります。  
例 … 1月分 → 4月10日引落し
- ・ 振替（受領）を確認後、領収書を発行いたしますので、窓口でお受け取りください。